

提供日 2022/09/26  
タイトル 10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です。  
担当 労働委員会事務局 調整審査課  
連絡先  
TEL 054-221-2280



## 職場のトラブルでお悩みではありませんか？

☆県労働委員会では、「個別労働紛争処理制度(あっせん)」により、労働者個人と使用者(会社等)間の職場トラブル解決を支援しています。

○ 10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です。

・ より多くの皆様に本制度を利用していただくため、全国の労働委員会が10月に集中的に広報を行います。静岡県の取組は以下のとおりです。

### 〈期間〉

・ 令和4年10月1日(土)から令和4年10月31日(月)までの1か月間

### 〈取組内容〉

- ・ 中部県民生活センターと連携した静岡駅街頭啓発※(チラシ配布)
- ・ 静鉄電車内中吊り広告10月8日(土)～10月28日(金)
- ・ 県庁本館前立看板設置
- ・ 県内ファミリーマート・各市町等でのチラシ配架
- ・ 静岡県のメルマガ・SNSでの発信、デジタルサイネージ(イオンモール浜松市野) 等

※ 中部県民生活センターと連携した静岡駅街頭啓発

1 日時 9月30日(金) 朝:午前8時30分から1時間程度、夕:午後4時から1時間程度

2 場所 JR静岡駅中央コンコース(改札前)

※ 詳細は中部県民生活センター(054-202-6013)へお問合せください。

3 内容 チラシ・啓発物品の配布

消費生活相談、県民相談(法律・身の上相談)、交通事故相談  
労働相談・あっせん制度の紹介

○ 労働委員会による「個別労働紛争処理制度(あっせん)」とは？

・ あっせん員3名(公益、労働者、使用者委員の各代表)が、専門知識や豊富な経験を基に、両当事者に歩み寄りを促し、トラブル解決に導く制度です。

○ まずは県の労働相談窓口へ(相談無料)

・ 経験豊富な相談員(社会保険労務士)が、職場のトラブル全般の相談に応じ、あっせん制度等を御紹介しています。

・ 弁護士による無料労働相談会も開催しています(事前に電話でお申し込みください。)

☆ 制度や相談窓口については、チラシ(別添)の掲載内容を御確認ください。